

ASK ニュース

Vol.0246

2017年4月3日(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

確定拠出年金

はじめに

個人事業主は厚生年金に加入することができないため、将来受給する年金額はサラリーマンと比べて少なくなります。国民年金の受給額は月6万円程度の見込みですので、これだけで生活するのは難しいでしょう。

今回は、この年金を補うための制度である確定拠出年金についてお話させていただきます。

確定拠出年金の特徴

確定拠出年金の最大の特徴は加入者本人が自由に年金の運用方針をとれることです。具体的には国内外の株式投資信託や債券投資信託、定期預金など、申し込んだ金融機関で用意した商品の組み合わせを自分で自由に設定できるのです。毎月の掛け金は一定ですが、将来受け取れる金額は決まっていないので「確定拠出金」年金と呼びます。

節税メリット

確定拠出年金の掛け金は全額所得控除となり、所得税の節税につながります。確定拠出年金は国民年金基金と合わせて月68,000円まで掛ける事ができます。個人年金の生命保険料控除と似ていますが、生命保険料控除は支払った金額の一部しか控除できません。例えば月2万円を支払う場合、個人年金なら4万円しか所得控除されま

せんが、確定拠出年金の場合は年間支払額の24万円全額が所得控除されます。さらに、年金口座内での売買益や分配金などがすべて非課税になるというメリットもあります。

注意すべき点

確定拠出年金の注意点は下記のとおりです。

- ・運用リスクがある

自分で運用する形なので運用に失敗すると、年金受給額は掛け金を下回る可能性があります。

- ・原則として60歳まで解約できない

国民年金の掛け金と同じ様に、あくまで年金としての扱いなので60歳まで解約することができません。ただし、掛け金を減額したり、ストップさせたりすることは可能です。

- ・手数料がかかること

金融機関に支払う手数料は口座開設手数料と口座管理手数料です。金額は金融機関により異なりますが、安いところで前者は開設時に3,000円、後者は年間2,000円程度になります。積立金額と税率によっては、手数料で節税効果がほとんど無くなってしまふ事もありますので注意しましょう。

おわりに

老後資金の対策としては国民年金基金や小規模企業共済を利用する方法もあります。加入をご検討の際は是非ASKにご相談ください。最適なプランをご提案させていただきます。